



2021年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2021年5月17日

上場取引所 東

上場会社名 ワタベウェディング株式会社
 コード番号 4696 URL <https://www.watabe-wedding.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役 社長執行役員 (氏名) 花房 伸晃
 問合せ先責任者 (役職名) 執行役員グループ管理本部長 (氏名) 鈴木 眞治 TEL 075-778-4111
 四半期報告書提出予定日 2021年5月17日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2021年12月期第1四半期の連結業績 (2021年1月1日～2021年3月31日)

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

| | 売上高 | | 営業利益 | | 経常利益 | | 親会社株主に帰属する 四半期純利益 | |
|----------------|-------|-------|--------|---|--------|---|----------------------|---|
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 2021年12月期第1四半期 | 3,466 | △64.3 | △3,123 | — | △2,924 | — | △5,823 | — |
| 2020年12月期第1四半期 | 9,717 | — | △1,229 | — | △1,211 | — | △2,411 | — |

(注) 包括利益 2021年12月期第1四半期 △5,628百万円 (—%) 2020年12月期第1四半期 △2,489百万円 (—%)

| | 1株当たり 四半期純利益 | 潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益 |
|----------------|-----------------|----------------------------|
| | 円 銭 | 円 銭 |
| 2021年12月期第1四半期 | △587.70 | — |
| 2020年12月期第1四半期 | △243.34 | — |

(2) 連結財政状態

| | 総資産 | 純資産 | 自己資本比率 |
|----------------|--------|--------|--------|
| | 百万円 | 百万円 | % |
| 2021年12月期第1四半期 | 19,507 | △6,492 | △33.3 |
| 2020年12月期 | 26,003 | △863 | △3.3 |

(参考) 自己資本 2021年12月期第1四半期 △6,492百万円 2020年12月期 △864百万円

2. 配当の状況

| | 年間配当金 | | | | |
|----------------|--------|--------|--------|------|------|
| | 第1四半期末 | 第2四半期末 | 第3四半期末 | 期末 | 合計 |
| | 円 銭 | 円 銭 | 円 銭 | 円 銭 | 円 銭 |
| 2020年12月期 | — | 0.00 | — | 0.00 | 0.00 |
| 2021年12月期 | — | — | — | — | — |
| 2021年12月期 (予想) | — | — | — | — | — |

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

2021年12月期の第2四半期末及び期末配当予想額は未定としております。

3. 2021年12月期の連結業績予想 (2021年1月1日～2021年12月31日)

(%表示は、対前期増減率)

| 通期 | 売上高 | | 営業利益 | | 経常利益 | | 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | 1株当たり 当期純利益 |
|----|-----|---|------|---|------|---|---------------------|---|----------------|
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % | 円 銭 |
| | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

2. 2021年12月期の連結業績予想につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難なため、未定としております。今後、連結業績予想の算定が可能となった時点で速やかに公表いたします。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）：無

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：有

(注) 詳細は、添付資料P. 11「2. 四半期連結財務諸表及び主な注記(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)」をご覧ください。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数（普通株式）

| | | | | |
|---------------------|-------------|------------|-------------|------------|
| ① 期末発行済株式数（自己株式を含む） | 2021年12月期1Q | 9,909,400株 | 2020年12月期 | 9,909,400株 |
| ② 期末自己株式数 | 2021年12月期1Q | 626株 | 2020年12月期 | 626株 |
| ③ 期中平均株式数（四半期累計） | 2021年12月期1Q | 9,908,774株 | 2020年12月期1Q | 9,908,774株 |

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料等に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料P. 3「1. 当四半期決算に関する定性的情報(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 当四半期決算に関する定性的情報 | 2 |
| (1) 経営成績に関する説明 | 2 |
| (2) 財政状態に関する説明 | 3 |
| (3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明 | 3 |
| (4) 継続企業の前提に関する重要事象等 | 3 |
| 2. 四半期連結財務諸表及び主な注記 | 5 |
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 5 |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 | 7 |
| 四半期連結損益計算書 | |
| 第1四半期連結累計期間 | 7 |
| 四半期連結包括利益計算書 | |
| 第1四半期連結累計期間 | 8 |
| (3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項 | 9 |
| (継続企業の前提に関する注記) | 9 |
| (株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記) | 11 |
| (四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用) | 11 |
| (追加情報) | 11 |
| (セグメント情報) | 12 |
| (重要な後発事象) | 13 |

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結累計期間における運営状況と経営成績について、「リゾート挙式」におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による渡航制限の影響を受け、当社が取扱う海外ウェディング実行エリアの全挙式施設の催行が不能となる状況が続きました。沖縄の挙式施設は回復傾向にあったものの、2021年1月の緊急事態宣言再発出などの影響を大きく受け、挙式の延期やキャンセルが増加するなど、国内リゾートにおいても引き続き厳しい状況となりました。販売面においては、感染症再拡大の影響を受け、実店舗への来店数が減少する中、来店不要型のWEBサービス「リゾ婚オンラインカウンター」やコールセンター・チャット接客対応など、非対面のコミュニケーション策を実施し、実店舗と組み合わせた販売戦略を展開いたしました。他方、フォト事業においては、コロナ禍におけるフォトウェディング需要を捉えた商品展開や集客施策を実施したことなどにより、全国のフォトスタジオの利用及び受注が昨年に引き続き好調に推移いたしました。

「ホテル・国内挙式」におきましては、ホテル雅叙園東京、メルパルク共に、婚礼においては、一組当たりの列席人数が減少したものの、少人数婚プランの展開などを図り、実行件数は回復基調へと向かいました。また、宿泊・レストランなどの館内施設の利用においては、ウイルス感染防止策を強化し、国内需要をターゲットとした営業施策を展開するなど、一時需要回復がみられたものの、緊急事態宣言再発出などの影響を大きく受け、鈍化傾向となりました。

以上の施策を展開すると共に、グループ全体で、費用削減対策や自社保有資産売却などコロナ禍へ迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるため「WATABE Sustainable Plan」の諸施策を実施いたしました。

さらに、当社は、2021年3月19日付「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、株式併合及び単元株式数の定め廃止並びに親会社、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動についてのお知らせ」及び「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、同日付で、興和株式会社からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、割当予定先と出資契約を締結すると共に、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、「産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続」の下で事業再生に取り組むことを決定いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における業績は、売上高3,466百万円（前年同四半期比64.3%減）、営業損失3,123百万円（前年同四半期営業損失1,229百万円）、経常損失2,924百万円（前年同四半期経常損失1,211百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失5,823百万円（前年同四半期親会社株主に帰属する四半期純損失2,411百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、以下の数値は、セグメント間の取引消去後となっております。

① リゾート挙式

新型コロナウイルス感染症拡大による、海外挙式催行中止の影響を大きく受け、挙式組数が大幅に減少した結果、売上高1,330百万円（前年同四半期比72.3%減）となりました。利益面では、不要不急の投資を抑えつつ、広告宣伝費や人件費を削減するものの、売上高の大幅な減少により、セグメント損失1,075百万円（前年同四半期セグメント損失404百万円）となりました。

② ホテル・国内挙式

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、婚礼・宿泊・宴会利用が減少した結果、売上高2,135百万円（前年同四半期比56.6%減）となりました。利益面では、人件費や広告宣伝費削減など執行費用コントロールに努めるものの、売上高の大幅減少により、セグメント損失2,051百万円（前年同四半期セグメント損失846百万円）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当社グループの当第1四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ2,799百万円減少し、10,386百万円となりました。これは主に現金及び預金の減少によるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ3,696百万円減少し、9,121百万円となりました。これは主に有形固定資産の建物及び構築物並びに無形固定資産のその他が減少したことによるものであります。この結果、資産合計は前連結会計年度末に比べ6,495百万円減少し、19,507百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ894百万円減少し、23,440百万円となりました。これは主に流動負債のその他が減少したことによるものであります。固定負債は前連結会計年度末に比べ26百万円増加し、2,559百万円となりました。これは主に資産除去債務が増加したことによるものであります。この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ867百万円減少し、25,999百万円となりました。

純資産残高は、前連結会計年度末に比べ5,628百万円減少し、6,492百万円の債務超過となりました。これは主に利益剰余金の減少によるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2021年2月15日に公表したとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せないなか、現時点では業績予想の合理的な見積もりが困難であるため、2021年12月期の連結業績予想を「未定」とさせていただきます。

今後、業績予想の合理的な見積もりが可能となった時点で速やかにお知らせいたします。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは前連結会計年度（2020年12月期）において、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、同会計年度末において債務超過となりました。当第1四半期連結累計期間においても、営業損失3,123百万円、経常損失2,924百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失5,823百万円となり、純資産の部は6,492百万円の債務超過となりました。

また、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、年明け以降2度の緊急事態宣言再発出が行われ、当社グループ事業への悪影響はさらに長期化することが予測され、当社グループの2021年度以降の営業収益見通しも依然不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっております。

このような中、当社は、2021年3月19日、興和株式会社（以下「割当予定先」）からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、同日付で割当予定先と出資契約（以下「本出資契約」）を締結しました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和株式会社を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」）の発行（以下「本件第三者割当」）を実施すること、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様が保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といい、本件第三者割当と併せて、「本件完全子会社化取引」）等について、2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）に付議することを決議しています。

前連結会計年度末時点で当社グループが債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来した借入金を約定通りに弁済することが困難であったこと等を踏まえ、本出資契約においては、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、お取引金融機関による債務免除の合意等を含む事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を成立させることが定められています。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」）の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

その後、当社は、本事業再生ADR手続の対象となる全てのお取引金融機関（以下「本対象債権者」）の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承いただきました。

そして、当社は、割当予定先と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本事業再生計画案を策定し、2021年4月26日に開催した事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明しました。本事業再生計画案において、本対象債権者に対して、総額約9,078百万円（当社の本対象債権者からの借入金総額18,500百万円（2021年3月末時点。以下「対象借入債務」）の約49.07%）の債務免除と、かかる債務免除後の対象借入債務の残高についての一定期間の弁済猶予をお願いしております。また、本事業再生計画案においては、事業面の施策として、①リゾート挙式事業における拠点の整理、②ホテル事業の再編、③人件費の削減及び④固定資産の売却を柱とする「WATABE Sustainable Plan」の実行を掲げております。

今後、2021年5月27日に開催予定の本事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

しかしながら、前述のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっており、本事業再生ADR手続において本事業再生計画が成立しない場合もしくは本事業再生ADR手続が上記の予定どおりに進行しない場合、本臨時株主総会で本件第三者割当及び本件完全子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、または、割当予定先と締結した本出資契約に定める本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、割当予定先からのスポンサー支援及びお取引金融機関による債務免除の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

また、本事業再生計画案において本対象債権者に要請している債務免除額の総額約9,078百万円の当社個別の直前事業年度の末日の債務総額約22,215百万円（貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除した額）に対する割合は約40.86%となります。そのため、本事業再生計画案が成立し、本対象債権者から債務免除のご同意をいただいた場合には、かかる債務免除は東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第7号に定める上場廃止基準に該当します。

なお、詳細に関しましては、後記「2. 四半期連結財務諸表及び主な注記（3）四半期連結財務諸表に関する注記事項 継続企業の前提に関する注記」に記載のとおりです。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2020年12月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (2021年3月31日) |
|-------------|--------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 9,193 | 6,621 |
| 売掛金 | 726 | 694 |
| 商品 | 232 | 233 |
| 原材料及び貯蔵品 | 433 | 420 |
| その他 | 2,622 | 2,442 |
| 貸倒引当金 | △23 | △25 |
| 流動資産合計 | 13,185 | 10,386 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 貸衣裳（純額） | 99 | 39 |
| 建物及び構築物（純額） | 4,761 | 3,234 |
| 土地 | 1,463 | 899 |
| その他（純額） | 1,386 | 1,222 |
| 有形固定資産合計 | 7,710 | 5,396 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 478 | 473 |
| その他 | 1,460 | 91 |
| 無形固定資産合計 | 1,939 | 564 |
| 投資その他の資産 | | |
| 差入保証金 | 2,725 | 2,721 |
| その他 | 447 | 444 |
| 貸倒引当金 | △4 | △5 |
| 投資その他の資産合計 | 3,168 | 3,160 |
| 固定資産合計 | 12,817 | 9,121 |
| 資産合計 | 26,003 | 19,507 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2020年12月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (2021年3月31日) |
|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 805 | 535 |
| 短期借入金 | 18,200 | 18,200 |
| 前受金 | 2,036 | 2,279 |
| 賞与引当金 | 253 | 375 |
| その他 | 3,039 | 2,049 |
| 流動負債合計 | 24,334 | 23,440 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 349 | 353 |
| 退職給付に係る負債 | 151 | 149 |
| 資産除去債務 | 858 | 877 |
| その他 | 1,173 | 1,180 |
| 固定負債合計 | 2,532 | 2,559 |
| 負債合計 | 26,867 | 25,999 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 4,176 | 4,176 |
| 資本剰余金 | 4,047 | 4,047 |
| 利益剰余金 | △9,039 | △14,975 |
| 自己株式 | △0 | △0 |
| 株主資本合計 | △816 | △6,752 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 19 | 22 |
| 繰延ヘッジ損益 | △42 | 25 |
| 土地再評価差額金 | △112 | — |
| 為替換算調整勘定 | 87 | 211 |
| その他の包括利益累計額合計 | △48 | 259 |
| 非支配株主持分 | 0 | 0 |
| 純資産合計 | △863 | △6,492 |
| 負債純資産合計 | 26,003 | 19,507 |

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自2020年1月1日 至2020年3月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自2021年1月1日 至2021年3月31日) |
|---------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 売上高 | 9,717 | 3,466 |
| 売上原価 | 3,226 | 1,071 |
| 売上総利益 | 6,490 | 2,394 |
| 販売費及び一般管理費 | 7,720 | 5,517 |
| 営業損失(△) | △1,229 | △3,123 |
| 営業外収益 | | |
| 為替差益 | — | 164 |
| その他 | 42 | 65 |
| 営業外収益合計 | 42 | 229 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3 | 25 |
| 為替差損 | 11 | — |
| その他 | 9 | 5 |
| 営業外費用合計 | 24 | 30 |
| 経常損失(△) | △1,211 | △2,924 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 117 |
| 助成金収入 | — | 419 |
| 退職給付制度移行利益 | 77 | — |
| その他 | — | 4 |
| 特別利益合計 | 77 | 541 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 376 | 3,114 |
| 臨時休業等による損失 | — | 284 |
| その他 | 31 | 32 |
| 特別損失合計 | 408 | 3,431 |
| 税金等調整前四半期純損失(△) | △1,541 | △5,813 |
| 法人税等 | 871 | 10 |
| 四半期純損失(△) | △2,413 | △5,823 |
| 非支配株主に帰属する四半期純損失(△) | △1 | △0 |
| 親会社株主に帰属する四半期純損失(△) | △2,411 | △5,823 |

(四半期連結包括利益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自2020年1月1日 至2020年3月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自2021年1月1日 至2021年3月31日) |
|------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 四半期純損失(△) | △2,413 | △5,823 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △8 | 2 |
| 繰延ヘッジ損益 | △1 | 67 |
| 為替換算調整勘定 | △57 | 123 |
| 退職給付に係る調整額 | △9 | — |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | △0 | 1 |
| その他の包括利益合計 | △76 | 195 |
| 四半期包括利益 | △2,489 | △5,628 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | △2,487 | △5,628 |
| 非支配株主に係る四半期包括利益 | △2 | △0 |

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは前連結会計年度（2020年12月期）において、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、同会計年度末において債務超過となりました。当第1四半期連結累計期間においても、営業損失3,123百万円、経常損失2,924百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失5,823百万円となり、純資産の部は6,492百万円の債務超過となりました。

また、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、年明け以降2度の緊急事態宣言再発出が行われ、当社グループ事業への悪影響はさらに長期化することが予測され、当社グループの2021年度以降の営業収益見通しも依然不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっております。

当社は、2021年3月19日、興和株式会社（以下、「興和」）からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、同日付で興和と出資契約を締結いたしました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当を実施すること、当社の株主を興和のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、興和以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様への保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること等について、臨時株主総会に付議することを決議しております。

前連結会計年度末時点で当社グループが債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来した借入金を約定どおりに弁済することが困難であったこと等を踏まえ、本出資契約においては、興和による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、事業再生計画案を成立させることが定められております。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、本事業再生ADR手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、本事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

「(重要な後発事象) (借入金弁済の一時停止、事業再生計画案の策定・説明)」に記載の通り、当社は、事業再生ADR手続の対象となる対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につき了承をいただきました。

そして、当社は、興和および対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容について説明いたしました。今後は、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

なお、本事業再生計画案において、本対象債権者に対して、総額約9,078百万円（当社の本対象債権者からの借入金総額18,500百万円（2021年3月末時点。以下「対象借入債務」）の約49.07%）の債務免除と、かかる債務免除後の対象借入債務の残高についての一定期間の弁済猶予をお願いしております。また、本事業再生計画案においては、事業面の施策として、①リゾート挙式事業における拠点の整理、②ホテル事業の再編、③人件費の削減及び④固定資産の売却を柱とする「WATABE Sustainable Plan」の実行を掲げております。

しかしながら、本事業再生ADR手続において本事業再生計画が成立しない場合もしくは本事業再生ADR手続が予定どおりに進行しない場合、本臨時株主総会で本件第三者割当および本件完全子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、または、興和と締結した本出資契約に定める本件第三者割当および本件完全子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、興和からのスポンサー支援および本対象債権者による債務免除の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があり、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると認識しております。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

・ 本件第三者割当の概要

① 本件第三者割当①

| | |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期間 | 2021年5月31日(月)から2021年8月31日(火)まで |
| (2) 発行新株式数 (募集株式の数) | 普通株式 10,000,000株 |
| (3) 払込金額 | 1株につき40円 |
| (4) 払込金額の総額 | 400,000,000円 |
| (5) 募集又は割当の方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法によります。 (興和株式会社) |
| (6) その他 | 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、並びに本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認を条件としています。 |

② 本件第三者割当②

| | |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期間 | 2021年5月31日(月)から2021年8月31日(火)まで |
| (2) 発行新株式数 (募集株式の数) | 普通株式 40,000,000株 |
| (3) 払込金額 | 1株につき40円 |
| (4) 払込金額の総額 | 1,600,000,000円 |
| (5) 募集又は割当の方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法によります。 (興和株式会社) |
| (6) その他 | 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、並びに本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認並びに本件第三者割当関連議案における定款の一部変更の効力発生を条件としています。 |

・ 本株式併合の概要

(1) 株式併合の日程

本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、2021年3月19日開催の取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」）を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

なお、上記にかかわらず、本出資契約において、割当予定先との間では、原則として、2021年5月31日(月)に払込みを行うことを合意しています。

- a. 2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日とする。
- b. 2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日とする。
- c. 2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日とする。
- d. 2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日とする。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

本株式併合効力発生日をもって、その前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社株式について、5,000,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

59,909,389株

(注) 減少する発行済株式総数は、2020年12月31日現在の発行済株式総数9,909,400株に本件第三者割当により新たに発行される普通株式数50,000,000株を加算した59,909,400株からの減少数です。

④ 効力発生前における発行済株式総数

59,909,400株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、2020年12月31日現在の発行済株式総数9,909,400株に本件第三者割当により新たに発行される普通株式数50,000,000株を加算した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

11株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

44株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、少数株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数(会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、同法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を割当予定先に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を当社に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、180円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等について不確実性の高い事象であると考え、2021年4月時点の状況に基づき、本件が当社グループの業績に与える影響については2022年夏頃まで続くものとの仮定を置き、事業計画を見直したうえで、固定資産の評価等の会計上の見積りを行っております。

(セグメント情報)

I 前第1四半期連結累計期間(自2020年1月1日至2020年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | 合計 | 調整額 (注) 1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 |
|-----------------------|---------|--------------|--------|--------------|--------------------------------|
| | リゾート挙式 | ホテル・ 国内挙式 | | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 4,799 | 4,918 | 9,717 | — | 9,717 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 1,856 | 36 | 1,892 | △1,892 | — |
| 計 | 6,655 | 4,954 | 11,610 | △1,892 | 9,717 |
| セグメント損失(△) | △404 | △846 | △1,251 | 21 | △1,229 |

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額21百万円は、主にセグメント間取引消去と未実現利益消去によるものであります。

2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「リゾート挙式」セグメントにおいて31百万円、「ホテル・国内挙式」セグメントにおいて344百万円の減損損失を計上しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自2021年1月1日至2021年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | 合計 | 調整額 (注) 1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 |
|-----------------------|---------|--------------|--------|--------------|--------------------------------|
| | リゾート挙式 | ホテル・ 国内挙式 | | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 1,330 | 2,135 | 3,466 | — | 3,466 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 951 | 13 | 964 | △964 | — |
| 計 | 2,282 | 2,148 | 4,430 | △964 | 3,466 |
| セグメント損失(△) | △1,075 | △2,051 | △3,126 | 3 | △3,123 |

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額3百万円は、主にセグメント間取引消去と未実現利益消去によるものであります。

2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「リゾート挙式」セグメントにおいて3,114百万円の減損損失を計上しております。

(重要な後発事象)

(借入金弁済の一時停止、事業再生計画案の策定・説明)

当社は、事業再生ADR手続の対象となる対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につき了承いただきました。

そして、当社は、興和株式会社および対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容について説明いたしました。今後は、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

なお、当社は、本事業再生計画案において、本対象債権者に対して、総額約9,078百万円（当社の本対象債権者からの借入金総額18,500百万円（2021年3月末時点。以下「対象借入債務」）の約49.07%）の債務免除と、かかる債務免除後の対象借入債務の残高についての一定期間の弁済猶予をお願いしております。また、本事業再生計画案においては、事業面の施策として、①リゾート挙式事業における拠点の整理、②ホテル事業の再編、③人件費の削減及び④固定資産の売却を柱とする「WATABE Sustainable Plan」の実行を掲げております。